

株式会社 高島屋 定 款

第 1 章 総 則

第 1 条 (商 号) 当社は株式会社高島屋と称し、英文ではTakashimaya Company, Limitedと記す。

第 2 条 (目 的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 百貨店業、輸出入業、卸売業およびこれらの業務に付随する製造業ならびに加工業
2. 計量器・専売品の販売業、古物売買業、風俗営業、酒類販売業
3. 医薬・医薬部外品・医療用具・化粧品 of 輸出入および製造販売業
4. 介護保険法に基づく居宅サービス事業
5. 介護保険法に基づく第一号事業
6. 介護保険法に基づく介護予防サービス事業
7. 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業
8. 介護保険法に基づく地域密着型介護予防サービス事業
9. 介護・介護予防、健康に関するコンサルティング業務
10. 衣料品・日用雑貨品・家庭用電気製品等の通信販売事業
11. 建築工事、内装仕上工事、土木工事等の設計・監理および請負業
12. 商業施設の開発、都市開発、地域開発、環境整備に関する企画・調査・設計・施工・監理・コンサルティング業務
13. 不動産の売買、仲介、賃貸、管理業務
14. ビルの警備・清掃および施設の保守管理業務
15. 労働者派遣事業
16. 衣料品・事務機器・スポーツ・娯楽用品等の賃貸業、総合リース業、倉庫業、両替業、金融業
17. 薬局・診療所の経営
18. ホテル・旅館・遊戯場・スポーツ施設・駐車場の経営
19. ビデオソフト・映画等の制作・販売およびビデオ・音楽等のスタジオ経営、文化教室・学習教室の経営、教育研修事業
20. 映画・演劇等の各種興行
21. 広告業、印刷・出版業
22. 一般旅行業
23. 生命保険募集業、損害保険代理業
24. 貨物自動車運送業、一般乗用旅客自動車運送業、自動車修理整備業
25. 電気通信事業
26. 工業所有権、著作権等の無体財産権の取得、譲渡、貸与、仲介業
27. 各種飲食物の調理販売業、写真業、美容業
28. 前各号に関連する一切の業務

第 3 条 (所 在 地) 当社は本店を大阪市に置く。

第 4 条 (機 関) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

第 5 条（公告方法）当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

第 6 条（発行可能株式総数）当会社の発行可能株式総数は 3 億株とする。

第 7 条（自己の株式の取得）当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議により市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第 8 条（単元株式数）当会社の単元株式数は 100 株とする。

第 9 条（単元未満株式についての権利）当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利

(2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(4) 次条に定める請求をする権利

第 10 条（単元未満株式の買増請求）当会社の株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を当会社に対し売渡すことを請求（以下「買増請求」という。）することができる。

買増請求をすることができる時期、請求の方法等については、取締役会で定める株式取扱規則による。

第 11 条（株主名簿管理人、株主名簿等の設置場所）当会社は、株主名簿管理人を置く。

株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。

当会社の株主名簿および新株予約権原簿は株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、その他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わないものとする。

第 12 条（株式取扱規則）当会社の株式に関する取扱は、本定款で定めるもののほか、取締役会で定める株式取扱規則による。

第 3 章 株 主 総 会

第 13 条（開催の時期及び方法）当会社の定時株主総会は毎年 5 月に、臨時株主総会は必要あるごとに、これを招集する。

前項の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 2 月末日とする。

当会社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。

第 14 条（議長）株主総会の議長は、取締役社長がこれに当る。取締役社長事故あるときは、取締役会の決議をもって、あらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに当る。取締役全員事故あるときは、出席株主中よりこれを選任する。

変更前 第 15 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

- 変更後 第15条（電子提供措置等）当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
- 第16条（決議の方法）株主総会の決議は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。ただし法令の定めによる場合、または本定款に別段の定めがある場合は、その定めによる。
会社法第309条第2項の規定による決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。
- 第17条（議決権の代理行使）株主は議決権を有する他の出席株主1名を代理人として議決権を行使することができる。ただし株主または代理人は代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。
- 第18条（議場の変更）株主総会の議長は、必要があると認めたとき、議場を変更しまたは移転することができる。

第4章 取締役および取締役会

- 第19条（取締役の数）当社の取締役は、3名以上15名以内とする。
- 第20条（取締役の選任）取締役を選任する株主総会の決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席することを要する。
前項の取締役選任決議については累積投票によらないものとする。
- 第21条（代表取締役）取締役会はその決議によって、会社を代表する取締役若干名を選定する。
- 第22条（役付取締役）取締役会はその決議によって、取締役社長1名、専務取締役・常務取締役各若干名を選定することができる。
取締役会は必要ある場合その決議によって取締役会長1名、取締役副社長若干名を選定することができる。
各役付取締役の業務分掌については、取締役会で定める取締役業務分掌規則による。
- 第23条（取締役の任期）取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 第24条（取締役の報酬等）取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。
- 第25条（取締役会招集の通知）取締役会の招集の通知は、各取締役および各監査役に対し、会日より3日前に発するものとする。
- 第26条（取締役会の決議の省略）当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。
- 第27条（取締役会規則）取締役会に関する事項については、法令および本定款に定めのあるもののほか取締役会で定める取締役会規則による。
- 第28条（執行役員）取締役会は、その決議によって、執行役員を選任することができる。
執行役員に関する事項は、取締役会において定める取締役会規則および執行役員規則による。
- 第29条（取締役の責任免除）当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

第30条（取締役との責任限定契約）当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項に規定する取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に規定する額とする。

第5章 監査役および監査役会

第31条（監査役の数）当社の監査役は、3名以上4名以内とする。

第32条（監査役の選任）監査役を選任する株主総会の決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席することを要する。

第33条（常勤監査役）監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

第34条（監査役の任期）監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし補欠により就任した監査役の任期は、退任監査役の残任期間と同一とする。

第35条（監査役の報酬等）監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第36条（監査役会招集の通知）監査役会の招集の通知は、各監査役に対し、会日より3日前に発するものとする。

第37条（監査役会規則）監査役会に関する事項については、法令および本定款に定めのあるもののほか監査役会で定める監査役会規則による。

第38条（監査役の責任免除）当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

第39条（監査役との責任限定契約）当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項に規定する監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に規定する額とする。

第6章 計 算

第40条（事業年度）当社の事業年度は毎年3月1日から翌年2月末日までの1年とする。

第41条（剰余金の配当）当社の期末配当の基準日は、毎年2月末日とする。前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第42条（中間配当）当社は、取締役会の決議によって、毎年8月31日を基準日として中間配当をすることができる。

第43条（除斥期間）剰余金の配当金または中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社は支払の義務を免れる。

（附則）

変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更後定款第15条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生じるものとする。

前項の規定にかかわらず、施行日から6ヵ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条はなお効力を有する。

本附則は、施行日から6ヵ月を経過した日または前項の株主総会の日から3ヵ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

以 上

2022年5月24日改正